

「第5回ファーマラボ EXPO」への共同出展企業の募集

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課

神戸医療産業都市では、「第5回ファーマラボ EXPO」に、神戸医療産業都市ブースの設置を予定しており、共同出展企業を募集いたします。

「第5回ファーマラボ EXPO」概要

神戸市は「第5回ファーマラボ EXPO」（以下、ファーマラボ EXPO）に出展を予定しています。ファーマラボ EXPO は、創薬・製剤研究を支援するための研究機器・試薬・設備・サービスなどが一堂に出展します。医薬品メーカーの研究者が多数来場し、本業界におけるビジネスの拡大、新規参入の場として、技術相談や商談が活発に行われる展示会です。また、バイオ医薬 EXPO やインターフェックスジャパン等の他展示会4展の同時開催により、バイオ研究に役立つ製品、製品開発に必要な技術、創薬支援機器、大学のシーズなどを同時に比較検討できるため、大学から企業までの広範な研究者・技術者が来場します。

- 日時 令和5年7月5日(水)～7日(金)
- 場所 東京ビッグサイト
- 主催 RX Japan 株式会社
- 来場者数 来場者 24,351 人(2022 年度実績)
- 公式HP <https://www.interphex.jp/ja-jp/about/prd.html>

「神戸医療産業都市ブース」出展者募集要項

(1)募集社数: 6社(予定) ※変更となる場合がございます

(2)出展対象: 神戸医療産業都市に拠点を設置(あるいは令和5年6月末までに予定)している企業

(3)募集期間: 令和5年3月3日(金)から令和5年3月31日(金)17:00 まで(必着)

(4)各社の展示スペース ※変更となる場合がございます

- ・パネル展示スペース:A1サイズ程度
- ・展示台:横幅1m程度、奥行き 50 cm 程度

(5)出展企業にご負担いただく費用:

- ・共同出展料 **大企業 10万円 / 中小企業 3万円** ※詳細は【備考】をご参照ください

※共同出展企業決定後、共同出展社都合によるキャンセルの場合、返金はありません。

※共同出展料は展示会終了後に請求予定ですが、期限までに納付されない場合、遅延利息(年3%)がかかる場合がございます。

※会場使用料、基本装飾(社名表示版・壁・カーペット)、基本的な電気代及びその工事費、基本備品(展示台・スポットライト・コンセント等)の費用など、神戸市負担分の費用に充当いたします。

- ・神戸市負担以外の全ての費用(旅費・宿泊費・製品 / パネル製作費・配付物作製費・輸送費・出展に関わる保険料等)
- ・出展される企業へ新型コロナウイルス感染症対策の実施を本市よりお願いする場合がございます。

(6)神戸市が負担する費用:

- ・会場使用料、基本装飾(社名表示版、壁、カーペット)、基本的な電気代及びその工事費、基本備品(展示台、スポットライト、コンセント等)
- ※ブースのレイアウト、デザインは神戸市が指定。ブース位置等はお選びいただけませんのでご注意ください。
- ・展示ブース内における新型コロナウイルス感染症対策に係る費用

(7)出展にかかわる連絡事項等

- ・5月～7月頃の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、神戸市の判断にて、出展を取り止める可能性もございますので、**予めご了承ください**。神戸市の判断で出展を取り止めた場合、共同出展料の請求はございませんが、取り止めまでに発生した費用(パネル製作費・保険料等)は出展企業の負担となります。

(8)お申し込み

- ・下記の申込書を、神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課に E-Mail でご提出いただき、その後、確認のため、**必ず 078-322-6341 まで、お電話をお願い致します。**
- ・**出展目的や展示品をできるだけ具体的にご記入ください。**
- ・**応募多数の場合は、抽選もしくは申込書記載内容、他展示会への共同出展の有無に基づき、出展企業を選定させていただきますことがあります。**(出展企業の選定のため、申込書記載内容以外にも追加で確認させて頂く事がございます)※**今回ご出展いただいた場合、令和5年度の他の展示会で応募多数となった際に、ご出展いただけないことがありますので予めご了承ください。**
- ・出展の可否は、4月上旬～中旬を目途に全てのお申し込み企業様にお知らせいたします。

(9)申込書ご提出・お問い合わせ先

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課 (担当:鈴木・森田)
電話:078-322-6341 E-Mail:kbic-contact@office.city.kobe.lg.jp

※メールの容量は5MB以下です。容量を超えて、お申込みされた場合は、無効となりますのでご注意ください。

【備考】

※中小企業とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者。ただし、大企業が実質的に経営に参画しているもの(以下「みなし大企業」※という。)を除く。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア.発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業。

イ.発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している中小企業。

ウ.大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業。

※中小企業等経営強化法第2条第1項における「常時使用する従業員の数」とは、申請者が雇用する労働者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条に規定する解雇の予告を必要とする労働者の数とする。